

道徳教育のイメージ

「道徳科における見方・考え方」

様々な事象を道徳的諸価値を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること

高等学校

「道徳教育」

（学校教育全体）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**（中学校までの道徳的諸価値の理解を基に）人間としての在り方生き方**を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことを目標とする。

校長のリーダーシップの下
カリキュラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施
※新設

「学校教育全体」

「中核的な指導場面」

特別活動

公民科（「公共」、「倫理」）

各教科等

※「公共」は共通必修科目、「倫理」は選択科目

中学校

「道徳教育」

（学校教育全体）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**人間としての生き方を考え**、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことを目標とする。

校長のリーダーシップの下、
カリキュラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

「道徳科」

かなめ
（要の時間）

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度**を育てる。

※道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない。道徳科において、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関する指導を補い、一層深め、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする

特別活動

社会、各教科等

小学校

「道徳教育」

（学校教育全体）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、**自己の生き方を考え**、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ことを目標とする。

校長のリーダーシップの下、
カリキュラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

「道徳科」

かなめ
（要の時間）

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度**を育てる。

（＝道徳性）

※道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない。

道徳科において、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関する指導を補い、一層深め、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする

特別活動

社会、各教科等

道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、生活技術の習熟度などに応じて深まる

総合的な学習の時間における教育のイメージ

高等学校の「総合的な学習の時間」を、より探究的な時間となるよう「総合的な探究の時間」として見直す

- ・ 探究する能力を育むための総仕上げとしての在り方を明確化
- ・ 特定の分野を前提とせず、実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、より自分のキャリア形成の方向性を考える
- ・ 生徒が主体的に探究していくことを助ける教材等を作成予定

< 探究の見方・考え方 > 「各教科等における見方・考え方を総合的・統合的に活用して、広範かつ複雑な事象を多様な角度からふかんして捉え、実社会や実生活の複雑な文脈や自己の在り方生き方と関連付けて問い続けること」

【高等学校】

◆学習指導要領で示す目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す。

- 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする
- 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする
- 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う

◆各学校が設定する目標：上記を踏まえ各学校が目標を設定し、その目標を踏まえた内容を定める。

→各学校の教育目標に直接つながり、その高校のミッションを体現するものとなるようにする

【中学校】

◆学習指導要領で示す目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。

- 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする
- 実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする
- 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う

◆各学校が設定する目標：上記を踏まえて、各学校が目標を設定し、その目標を踏まえた内容を定める。

< 探究的な見方・考え方 > 「各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること」

【小学校】

◆学習指導要領で示す目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。

- 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする
- 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする
- 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う

◆各学校が設定する目標：上記を踏まえて、各学校が目標を設定し、その目標を踏まえた内容を定める。

各教科等の見方・考え方を、総合的・統合的に活用

各教科等の見方・考え方が、多様な文脈で使えるようになるなどして、確かなものになり、「深い学び」を実現

各教科等

職業教科の改訂のポイント

- 産業界で必要とされる資質・能力を見据え、産業教育において育成を目指す資質・能力を三つの柱に沿って整理
- 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善

1. 教科・科目の全体構成

- 専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図り、現行の8教科188科目から**8教科186科目で構成**。

〔農業:30→30 工業:61→59 商業:20→20 水産:22→22 家庭:20→21 看護:13→13 情報:13→12 福祉:9→9〕

- 職業に関する各学科における原則履修科目は、現行と同様、各教科の基礎的科目と課題研究等の2科目。

2. 資質・能力の明確化

- 産業界で必要とされる**資質・能力**を見据え、各教科・科目の目標について、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の**三つの柱に沿って整理**。
- 資質・能力を構成する要素のうち、「倫理観」、「合理性」等は重要な要素として現行に引き続き明示するとともに、「**職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ**」、「**産業の振興や社会貢献**」、「**協働的に取り組む**」ことについて新たに明示。

3. 学習内容の改善・充実

- 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、**持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応**の視点から各教科の学習内容を改善。また、経営に関する指導を充実。
- 産業界で求められる人材を育成するため、「**船舶工学**」(工業)、「**観光ビジネス**」(商業)、「**総合調理実習**」(家庭)、「**情報セキュリティ**」(情報)、「**メディアとサービス**」(情報)を新設。

4. 各教科共通の記載事項

- 働くことの社会的意義や役割、現在の社会や産業全体が抱える課題の理解、職業人に求められる倫理観の育成などについて、各教科で指導すべき「**共通の内容**」として各教科の**原則履修科目(基礎的科目)**に位置付け。
- ①**主体的・対話的で深い学びの実現**、②障害のある生徒などに対する指導上の工夫、③言語活動の充実について、新たに各教科共通として記述。
- ①地域や産業界等との連携による実践的な学習活動等の実施、②総授業時数の10分の5以上の実験・実習への配当(商業を除く)、③実験・実習の際の安全への配慮や事故防止の指導、④学習の効果を高めるためのコンピュータや情報通信ネットワークの活用に係る規定について、現行と同様、各教科共通として記述。

1. 新学習指導要領について

(6) 何が身についたかー学習評価の充実ー

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

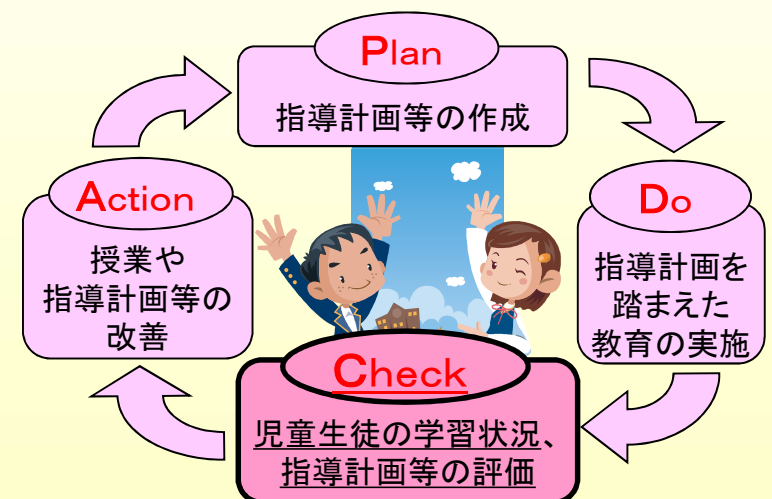
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

評価の三つの観点

- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。
- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

評価に当たっての留意点等

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2.（4）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるように工夫することや、複数の観点を一体的に見取ることも考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要があり、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループの設置について

平成29年7月設置

○設置の目的

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領が、同年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂された。また、今後、高等学校学習指導要領等の改訂も予定されている。今回の改訂を踏まえ、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を進める必要がある。

このため、教育課程部会の下に、児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

○主な検討事項

- (1) 児童生徒の学習評価の在り方に関する事項
- (2) 指導要録の改善に関する事項
- (3) 学習評価に関する参考資料の在り方に関する事項
- (4) その他

※ 年内を目途に、ワーキンググループとしての一定の考え方をとりまとめ予定。

児童生徒の学習評価に関する論点例（案）

（観点別児童生徒の学習評価について）

- 今回の改訂では、「知識」は個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、社会の中で生きて働く知識を含むと整理されており、このような知識の概念的な理解をどのように評価するか。
- 「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」をどのような方法で評価するか。

（多面的・多角的な学習評価について）

- 中教審答申において指摘されているペーパーテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価をどのように推進するか。

（効果的・効率的な学習評価の在り方について）

- 教員にとって過度な負担とならないような手立てをどのように講じるか。

（その他）

- 障害のある児童生徒の学習評価にあたって、どのような配慮を行うことが考えられるか。
- 言語能力や情報活用能力など、今次改訂で教科等横断的な視点で育成を目指すこととした学習の基盤となる資質・能力をどのように評価するか。

（中央教育審議会教育課程部会 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ（第1回）（平成29年10月16日）資料3）

1. 新学習指導要領について

(7) その他

高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置（案）の概要

- 新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、**教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進**していく。
- 特に、「**知識及び技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」、「**学びに向かう力、人間性等**」を**バランスよく育成**することを旨とする新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

◆移行措置の内容 ※8月15日(水)まで意見公募手続（パブリックコメント）実施中

（1）総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

（2）各教科等

①総合的な探究の時間及び特別活動

- 総合的な探究の時間
 - 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。
- 特別活動
 - 新高等学校学習指導要領による。

②指導内容の変更などにより特例を定める教科

- 地理歴史、公民
 - 新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
- 家庭
 - 新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

③新高等学校学習指導要領によることができることとする教科

- 保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術
 - 新高等学校学習指導要領によることができる。
 - ※福祉には、科目「福祉情報」を加える。

（注）特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。
 ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に限り適用し、家庭に関する特例については平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に限り適用することとする。

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
平成29年度入学生	現	現	移※1					
平成30年度入学生		現	移※2	移※2				
平成31年度入学生			移	移	移			
平成32年度入学生				移	移	移		
平成33年度入学生					移	移	移	
平成34年度入学生						新	新	新

- 現 …現行学習指導要領
 ※1…総合的な探究の時間及び家庭に関する特例は適用しない
- 移 …移行措置
 ※2…総合的な探究の時間に関する特例は適用しない
（平成30年度入学生は民法改正の影響により19歳で成人となることから、家庭に関する特例は適用する）
- 新 …新学習指導要領実施

高等学校等における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- ・ 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H29:11,950人（40倍））しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- ・ 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- ・ このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を実施できることとした。

制度の概要

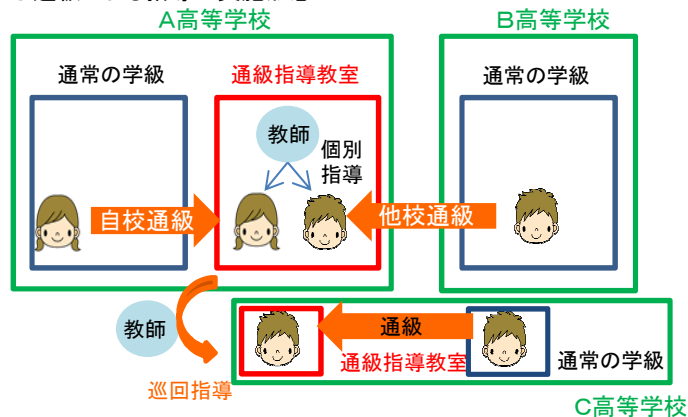
※省令等の改正 公布：H28.12.9 施行：H30.4.1

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ **高等学校で**障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる。

（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

●通級による指導の実施形態



②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる。
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。
（※2）中学校の時数と同程度

●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた特別 の指導	特別 活動
授業時数 が増加				

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な 学習の時間 (3単位)	選択教科・科目(41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	---------------	-----------------	----------

文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数については、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、**公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置**を可能とした（平成30年度：113人分の経費を地方財政措置）。
- ◆ **発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究**を実施。
- ◆ **(独) 国立特別支援教育総合研究所**において、各都道府県等の指導的立場にある**教職員等**を対象とした研修を実施。

文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

第一 改正趣旨

- 京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二 改正概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付ける。

また、その所掌事務に、

- ①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
- ②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。

2. 芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1.～3.の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

第三 施行期日

平成30年10月1日

2

関連事項

2. 関連事項

(1) 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

- (例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ②

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など 〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ④

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
 - ※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

2. 関連事項

(2) 高大接続について

高大接続改革の進捗状況

平成30年3月時点

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓教育課程の見直し

- 平成28年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 高等学校学習指導要領を改訂（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）（平成30年3月）

✓学習・指導方法の改善と教員の資質能力の向上

- 高等学校学習指導要領を改訂（「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善の推進）（平成30年3月）
- 平成27年12月答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」（教特法、免許法、教員研修センター法の一括改正）が成立（平成28年11月）

✓多面的な評価の推進

- 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準等を策定（平成30年3月）
- 「キャリア・パスポート（仮称）」の調査研究を実施（平成29年度から）
- 高校学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録参考様式を見直す予定（平成30年度以降）
- 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を策定（平成29年10月）

大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

✓「三つの方針※」に基づく大学教育の質的転換

- 「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化（平成29年4月施行）
- 「三つの方針」策定・運用に関するガイドラインを国が作成・配布

✓認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、平成30年度から認証評価に反映

※「三つの方針」とは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針を指します。

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

✓「大学入学共通テスト」の導入

- ◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視
- 「大学入学共通テスト」の実施方針を決定（平成29年7月）
 - ▶【国語】【数学】・・・記述式問題を導入
 - ▶【英語】・・・4技能（読む・聞く・話す・書く）を適切に評価するため、民間等が実施する資格・検定試験を活用

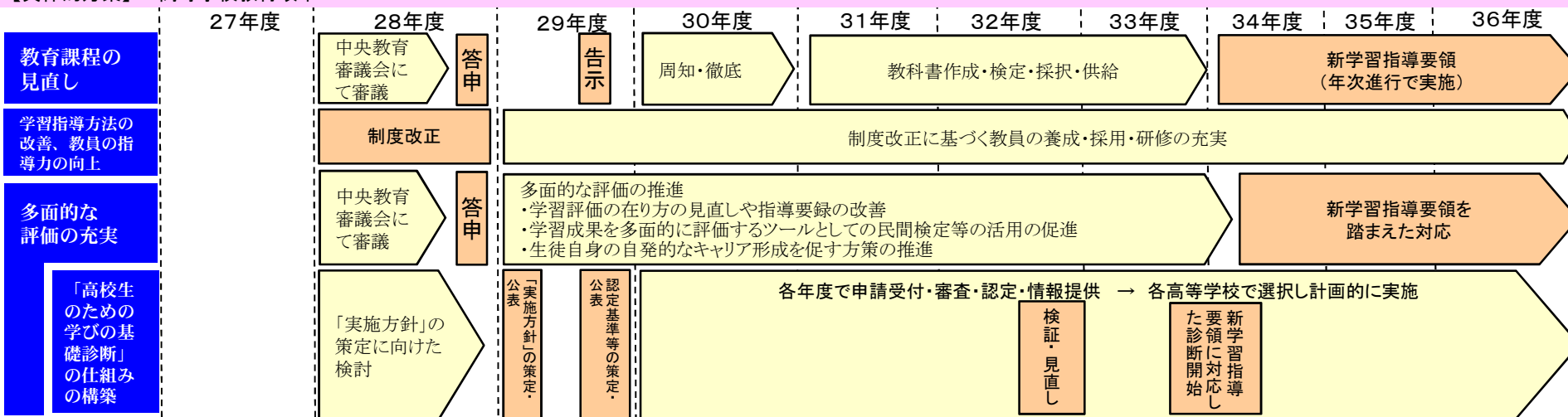
✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
- 新たな評価方法の開発・普及（平成28年度から）
 - ▶大学入学者選抜改革推進委託事業
- 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定（平成29年7月）
 - ▶入学者選抜に関する新たなルールの設定
 - ▶調査書・提出書類の改善

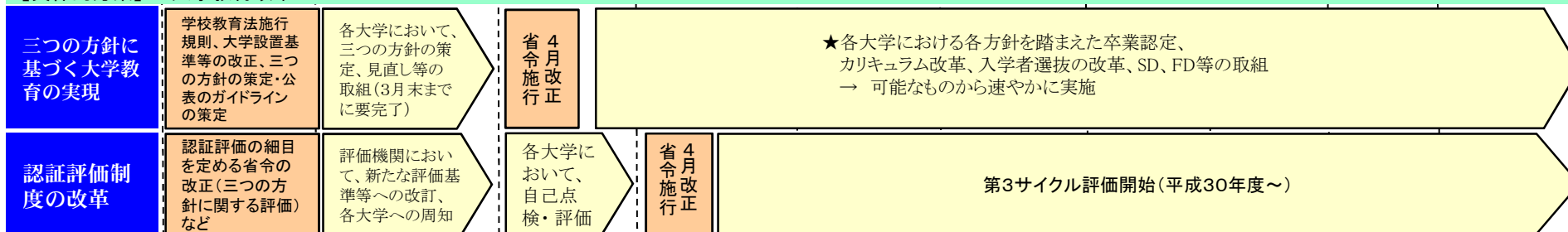
高大接続システム改革のスケジュール

平成30年3月時点

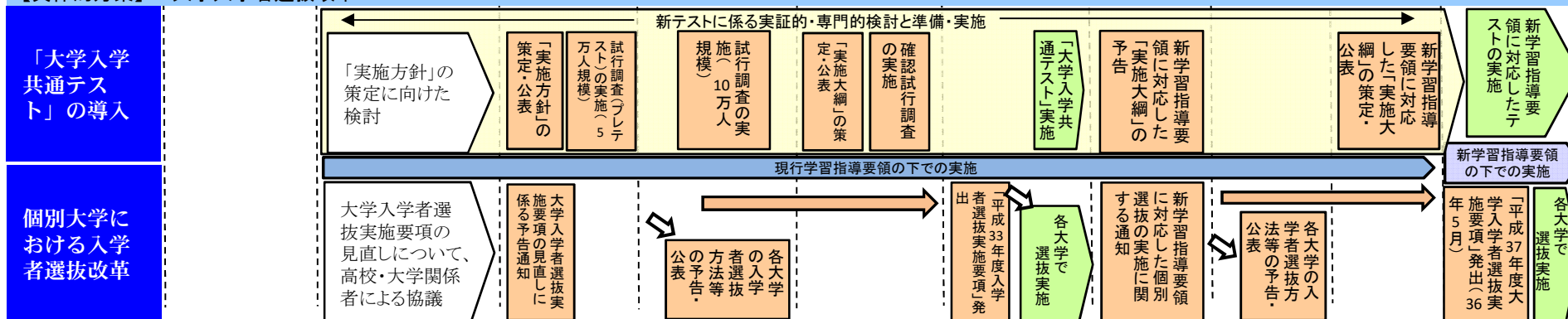
【具体的方策】1. 高等学校教育改革



【具体的方策】2. 大学教育改革



【具体的方策】3. 大学入学者選抜改革



「高校生のための学びの基礎診断」制度について

- 平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」（平成29年3月）や試行調査（平成29年1～3月）の結果を踏まえ、平成29年7月に「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を策定。
- 「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
- 「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成30年3月に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
- 平成30年度から本制度の運用を開始（※）し、平成31年度から本格的に利活用開始。

※6月末申請締切、7～9月頃審査、10月～11月頃認定・情報提供。学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。以後毎年度同様。

国

高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

取組を促進

測定ツールの
充実

高校

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、教育課程を編成。

多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていく。

指導・学習改善
学習成果・課題
の分析・把握

教育目標、教育課程、
指導計画の見直し等

試験実施

個に応じた多様な
学習活動の実施

測定ツール



※ CBTも可

各
学
校
の
実
情
等
を
踏
ま
え、
適
切
な
測
定
ツ
ール
を、
必
要
に
応
じ
て
組
み
合
わ
せ
な
が
ら
選
択
・
活
用

「高校生のための学びの基礎診断」制度の創設

（一定の要件に即して民間の試験等を認定する制度を創設）

認定基準等の設定
審査・事後チェック体制の整備

仕組みの構築と運用を通じて、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。

認定基準

（出題）

- ・学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計
- ・対象教科は国・数・英（共通必修科目中心、義務教育段階含む）
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題
- ・記述式問題の出題
・英語4技能測定

（結果提供）

- ・学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供

等



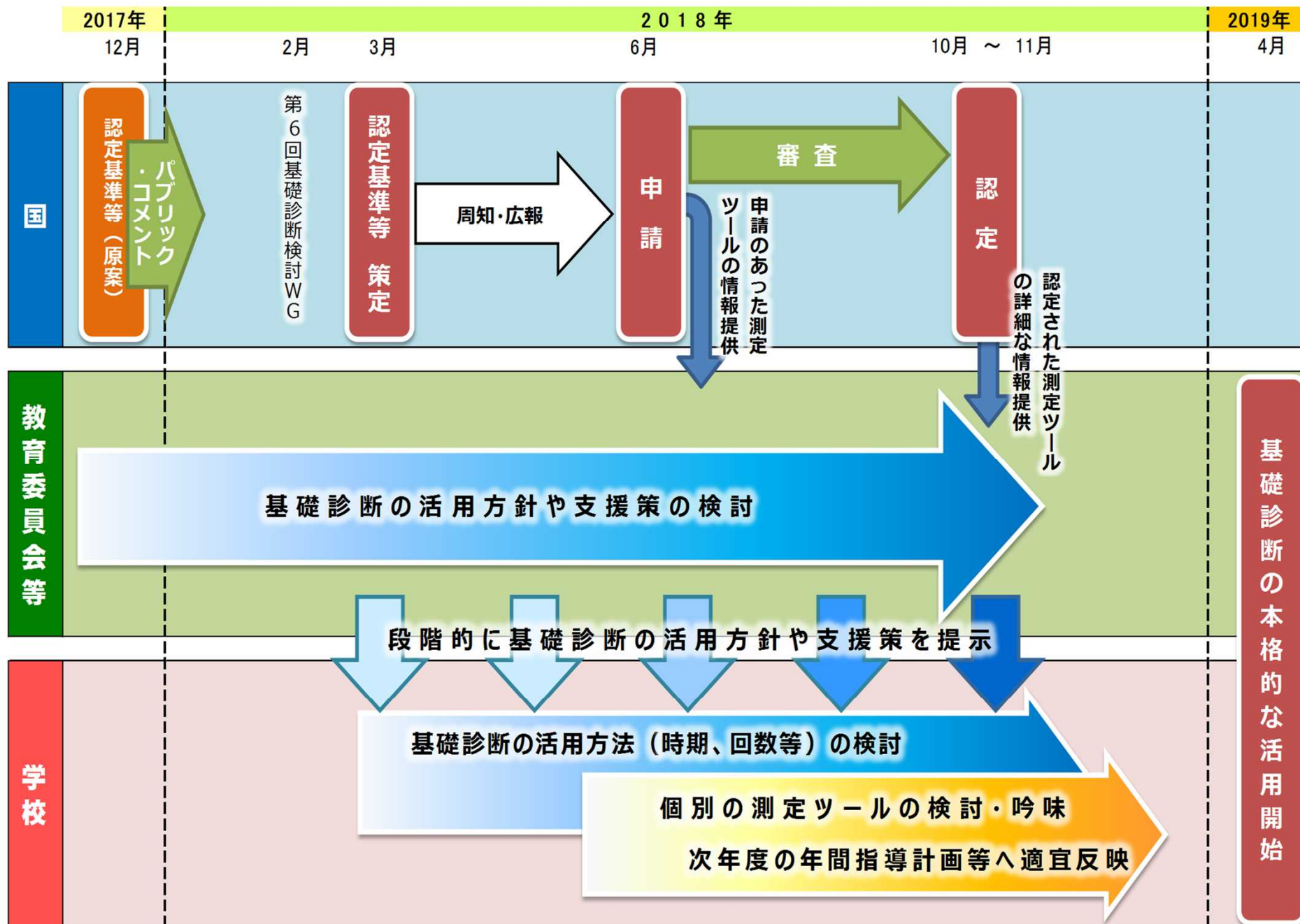
教育委員会等

教育委員会等による
学校への支援

○高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備

○学校支援のための人材配置や予算措置、教員研修等の取組

「高校生のための学びの基礎診断」に関する今後のスケジュールイメージ



2. 関連事項

(3) 学校における働き方改革について

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）【概要】（平成29年12月22日中央教育審議会）

1. 「学校における働き方改革」の背景・意義

- 新しい学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められるとともに、小学校中・高学年の標準授業時数は、週1コマ相当増加。
- 我が国の学校・教師は、諸外国よりも広範な役割を担っているが、学校が抱える課題は、より複雑化・多様化し、学校の役割は拡大せざるを得ない状況。
- 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）等でも、看過できない教師の勤務実態が示されている。
 - ・ 教諭の1週間当たりの学内総勤務時間（持ち帰りは含まない）〔18年度調査比〕 小学校：**57:25**〔+4:09〕 中学校：**63:18**〔+5:12〕
 - ・ 業務内容別では、小学校平日の「授業」〔+27分〕、中学校平日の「授業」〔+15分〕、土日の「部活動」〔+1時間4分〕などが増加。
 - ・ 年齢が若いほど、メンタルヘルスの状態が不良となる傾向がみられる。
- 政府全体でも、「働き方改革」や「人生100年時代」についての検討が進められている。
- 「日本型学校教育」を維持し、新学習指導要領を着実に実施するには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題。
- 「学校における働き方改革」により、教師が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を、持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指す。
- これまで学校が果たしてきた役割を教師以外の専門職員等や学校外に委ねる場合も、国・地方公共団体等が中心となってその受け皿を整備・確保し、そこでこれまでの機能を十分果たせるよう特に留意。

2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

○ 勤務の長時間化の要因

- ・ 授業や部活動に従事する時間が増加
- ・ 時間管理の概念が希薄
- ・ 「子供たちのために」という使命感と責任感により、業務範囲が拡大
- ・ 部活動の休養日の設定等が浸透せず
- ・ 書類作成等への対応策が不十分
- ・ 教師の持ち授業時数を減らすという観点で、教職員定数の改善が不十分

○ 検討の視点

- ① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ② 学校の組織運営体制の在り方の見直し
- ③ 勤務時間の在り方に関する意識改革と制度面の検討
- ④ 学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

○ 基本的な考え方

- 学校の業務は、大きく分類すると「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営業務」。加えて、関連業務も、範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態。半ば慣習的に行われてきた業務も存在。
- 「①本来は誰が担うべき業務であるか」、「②負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか」の2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立って検討。
- 必要性が乏しい慣習的な業務については、思い切って廃止していくべき。
- こうした整理を参考に、サービス監督権者である教育委員会等において、業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標の設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要。

○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整 <small>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体 <small>※ 地域ボランティア等の連絡調整 推進員や地域ボランティア等が担うべき。</small></small></p> <p>※授業については、一部の学校で標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している例が見られる（小・中において、過換算で3コマ以上多い学校は20.1%）ことから、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮すべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 <small>（事務職員等）</small></p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 <small>（輪番、地域ボランティア等）</small></p> <p>⑦校内清掃 <small>（輪番、地域ボランティア等）</small></p> <p>⑧部活動<small>（部活動指導員等）</small> <small>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</small></p>	<p>⑨給食時の対応 <small>（学級担任と栄養教諭等との連携等）</small></p> <p>⑩授業準備<small>（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</small></p> <p>⑪学習評価や成績処理<small>（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</small></p> <p>⑫学校行事の準備・運営 <small>（事務職員等との連携、一部外部委託等）</small></p> <p>⑬進路指導 <small>（事務職員や外部人材との連携・協力等）</small></p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭 <small>の対応（専門スタッフとの連携・協力等）</small></p>

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

○ 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

国	教育委員会等	各学校
<ul style="list-style-type: none"> 学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示 地域や保護者の理解のための資料提供 業務改善の取組の優良事例の提供 調査・統計、依頼事項の精選 民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ 現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定 事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進 独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選 学校の業務改善の取組に対する支援 ICT等業務効率化に必要な環境整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校の重点目標、経営方針の明確化 関係機関や地域住民との連携の推進 <p style="text-align: right;">等</p>

○ 学校が作成する計画等の見直し(各種指導計画、運営計画等)

- 学校ごとに作成される各種計画の統合や、児童生徒ごとに作成する計画(指導計画、支援計画等)の一本化・様式統一の推進等

4. 学校の組織運営体制の在り方(○○委員会、○○主任等)

- 類似の内容を扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべき。
- 学校運営を効果的に行うことにより学校の教育活動の質を向上させるために、真に効果的な委員会等の組織や、主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方について、引き続き議論。

5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

○ 勤務時間管理の徹底

- 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。
- 自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底すべき。
- 勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではない。勤務時間の形式的な把握が目的化し、真に必要な教育活動を疎かにしたり、虚偽の記録を残したり、残させたりすることがあってはならない。

○ 適切な勤務時間の設定

- 正規の勤務時間や、教職員の休憩時間の確保等、勤務時間を考慮した登下校時間、部活動、学校の諸会議等の設定。
- 部活動や夜間の見回り等「超勤4項目」以外の業務は、校長は時間外勤務を命ずることはできない。正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を講じる事が必要。
- 時間外の留守番電話や、学校ホームページ等を活用し、保護者等からの問い合わせを減らす工夫が重要。
- 運動部活動については、スポーツ庁作成予定のガイドラインを踏まえた適切な活動時間・休養日の設定
- 各学校では、学校運営協議会の場等を活用しながら、保護者や地域の理解を得るよう努める。文部科学省や各教育委員会等も、PTA連合会等の協力を得ながら支援。

○ 教職員全体の働き方に関する意識改革

- 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革
- 学校評価と連動した業務改善の点検・評価

○ 公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けた制度的措置の検討

- 政府全体の働き方改革の議論等も踏まえ、公立学校の教師の長時間勤務の改善に向け、勤務の特殊性にも留意しつつ、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを早急に検討して示すべき。
- 給特法を含む勤務時間制度の在り方については、教師の勤務の特殊性も考慮しながら、引き続き議論。

6. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

○ 教職員及び専門スタッフ等，学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 小学校の英語教育の早期化・教科化に伴う，英語専科を担当する教師の充実や，中学校において生徒指導を担当する教師の充実をはじめとする学校指導体制の充実
- 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な，共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置，質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- 部活動指導員について，その趣旨(単なるボランティアではなく，大会引率等の責任の所在を明確化)を踏まえ，スポーツ庁作成予定のガイドラインの遵守，働き方改革につながる取組であること等を条件とした配置促進
- 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ，授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ，理科の観察実験補助員の配置促進
- スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築

○ 勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援

- 登下校時等の安全確保のための見守り活動等を行う取組の支援の充実
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上及び学校支援
- 実証研究などを通じた都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進に向けた共同調達・運用モデルの策定
- 学校現場の業務改善に関する実証研究やアドバイザーの派遣，並びにこれらを通じた好事例の収集・発信及び普及啓発
- 学校給食費の公会計化に向け，既に実施している地方公共団体の事例を踏まえた導入に向けたガイドラインの作成

2. 関連事項

(4) 地方創生に資する高等学校改革

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(2) 投資とイノベーションの促進

② 教育の質の向上等

「第3期教育振興基本計画」や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1人1社制の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

6. 地方創生の推進

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。

Ⅲ. 各分野の施策の推進

3. 地方への新しいひとの流れをつくる

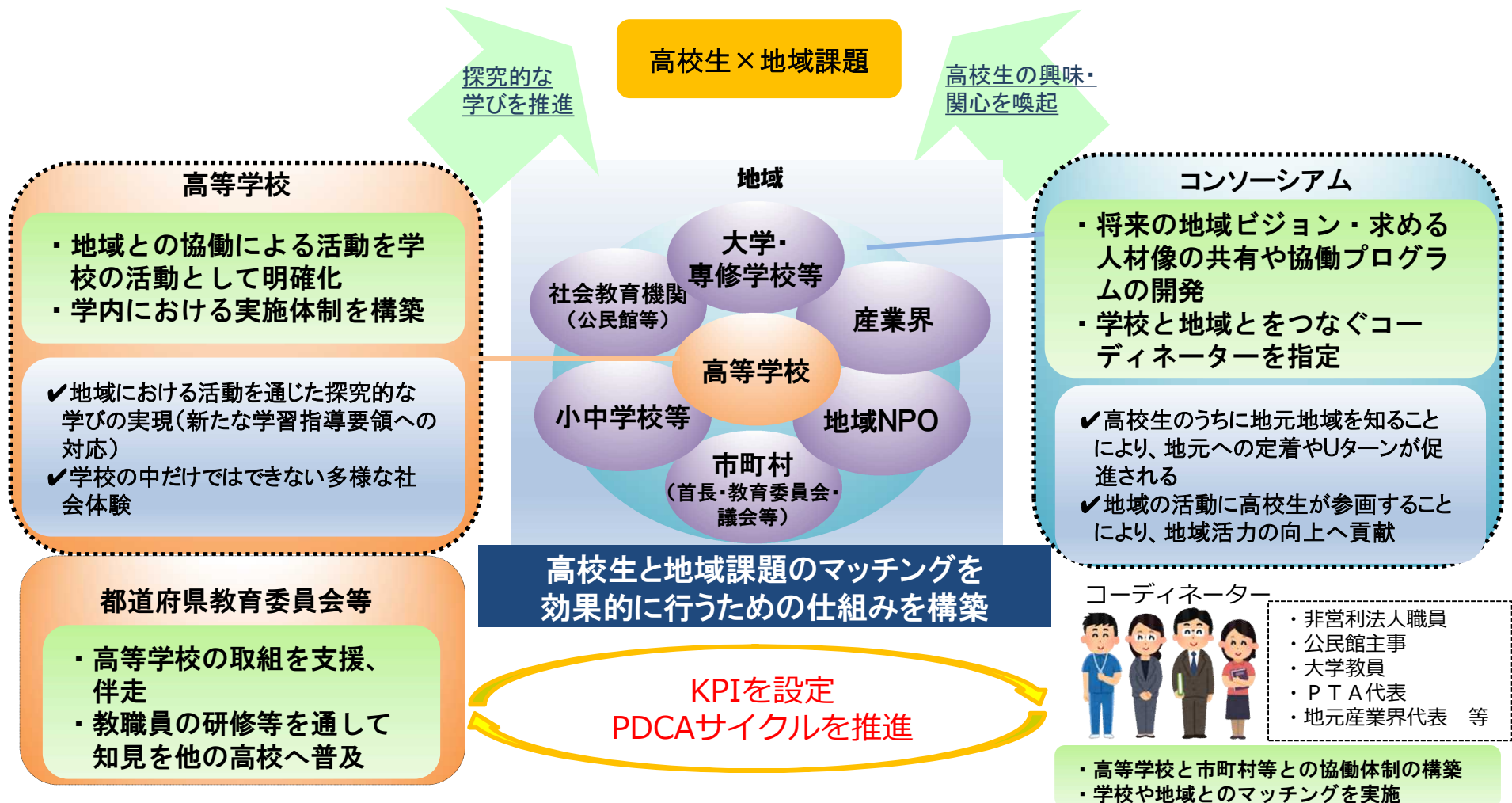
(1) キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業の促進

◎地方創生に資する高等学校改革の推進

- ・高等学校は、地域人材の育成において極めて重要な役割を担うとともに、高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着やUターン等にも資する。
- ・このため、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じて地元の魅力に触れられる取組等を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。
- ・また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域の関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。

地方創生に資する高等学校改革

- 地域振興の核として高等学校教育の質の向上に取り組む。
- 高等学校と市町村、地元企業、大学等が連携し、高校生に地域課題解決等を通じた探究的な学びを提供する仕組みを構築し、成果を全国へ普及する。



「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の改訂について

1. ガイドラインの概要

ウィッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、平成28年9月、「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、学校運営改善や、所轄庁が指導監督を行う際に参照すべき指針として策定。

<主な内容>

- ・学校の管理運営に関する事項(特にサポート施設との適切な協力・連携関係の確保等に係る具体的な留意事項を規定)
- ・教育課程等に関する事項
- ・施設及び設備に関する事項

2. 改訂の経緯

ガイドライン策定後、広域通信制高等学校に対する点検調査等において、更なる課題等が明らかとなったことを踏まえ、平成29年7月、「高等学校通信教育の質の確保・向上方策について調査研究協力者会議(審議のまとめ)」において、ガイドラインの改訂について提言。

<点検調査等における主な課題>

- (1)添削指導について、正誤の採点のみに留まるなど十分な指導が行われていない
- (2)メディア学習による面接指導時間の減免について、
 - ・はじめから減免ありきの運用となっており、教育効果等が十分に考慮されていない
 - ・メディア学習が計画的かつ継続的に実施されていない

3. 改訂のポイント

上記審議のまとめを踏まえたガイドラインの改訂のポイントは以下のとおり。

- (1)添削指導について、生徒の誤答の内容を踏まえた解説を記載すること等、具体的な留意事項等を追加
 - (2)メディア学習による面接指導時間の減免について、
 - ・面接指導時間を大幅に減免しようとする場合は、対象となる生徒の実情等を踏まえ、基準を定めた上で行うべきこと
 - ・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと 等の具体的な留意事項等を追加
- ※新しい高等学校学習指導要領とも整合性をとった内容とする。

2. 関連事項

(5) 学校のICT環境整備等について

新学習指導要領を踏まえた学校のICT環境整備の推進について

学習指導要領の改訂

小・中：2017年3月
高：2018年3月

新学習指導要領では、

- ① 小学校においてプログラミング教育を必修化するなど、**情報活用能力**を言語能力等と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付けるとともに、
- ② 学校において**ICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図る**ことが明記。

⇒ 今後の学習活動においては、**積極的なICT活用が必須**。

- 平成29年（2017年）3月に小学校及び中学校、平成30年（2018年）3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は平成32年（2020年）度、中学校は平成33年（2021年）度から全面実施。高等学校は平成34年（2022年）度から学年進行で実施。

整備方針の策定

(2017年12月)

財源の保障

(2018～2022年度)

このため、国においては、



- ① 新学習指導要領の実施を見据え、**学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針を策定**し、全ての教育委員会に通知（2017年12月）（**学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備、無線LANの普通教室への100%整備**等）
- ② 当該整備方針を踏まえた、環境整備5か年計画（**2018～2022年度**）に基づき、**単年度1,805億円の地方財政措置**として財源を保障。

- 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成28年度）〔速報値〕及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について（通知）」（2017年12月26日付通知29文科生第607号）
- 「平成30年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」（2018年2月15日付事務連絡）

各自治体においては、2020年度からの新学習指導要領の全面実施に向け、上記の整備方針及び地方財政措置を踏まえて、**学校のICT環境の整備や教師のICT活用指導力の向上に万全を期していただくようお願いします。**

学校におけるICTを活用した学習場面

各教科等の指導でICTを活用することは、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現や、個に応じた指導の充実に資するもの。

A 一斉学習	B 個別学習		C 協働学習	
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p> <p>A1 教員による教材の提示</p>  <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>B1 個に応じる学習</p>  <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p>	<p>B2 調査活動</p>  <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	<p>C1 発表や話し合い</p>  <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p>	<p>C2 協働での意見整理</p>  <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
<p>B3 思考を深める学習</p>  <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p>  <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p>	<p>B5 家庭学習</p>  <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	<p>C3 協働制作</p>  <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p>	<p>C4 学校の壁を越えた学習</p>  <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

※「学びのイノベーション事業」実証研究報告書(平成26年)より